

議案第100号

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

(9) 災害業務手当

第11条を次のように改める。

(災害業務手当)

第11条 災害業務手当は、消防職員が水害、火災その他の災害の現場に出場し、災害による被害を軽減する業務等（救急業務（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務をいう。以下同じ。）を除く。）に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 災害業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 防護服（化学剤又は生物剤から人体を防護できるものに限る。）を着装し、

サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。）若しくはサリン以上の若しくはサリンに準ずる強い毒性を有する物質又はそれらの疑いのある物質の処理作業、救助活動その他の業務に従事したとき又は防護服（放射性物質から人体を防護できるものに限る。）を着装し、放射性物質又はその疑いのある物質の処理作業、救助活動その他の業務に従事したとき 1回につき2,600円

(2) 前号に掲げる業務以外の業務に従事したとき 1回につき200円

第15条第1項中「（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務をいう。）」を「又はこれに伴う消毒業務」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 救急業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症若しくは同条第9項に規定する新感染症の患者又はそれらの疑いのある者を搬送するため、感染防護措置を講じて業務に従事したとき（第17条第1項に規定する業務に従事したときを除く。） 1回につき500円

(2) 前号に掲げる業務に従事した消防職員又は同号に掲げる業務に使用した車両、器具等に対する消毒業務に従事したとき（同号に掲げる業務に従事した消防職員が消毒業務に従事したときを除く。） 1回につき300円

(3) 第1号に掲げる業務以外の救急業務に従事したとき 1回につき150円

第17条第1項中「の患者が利用する施設のうち市長が定めるもの又はこれに準ずる施設として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため」を「から市民等の生命及び健康を保護するため」に改め、「係る業務」の次に「であって規則で定めるもの」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第9号及び第11条の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のつくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条及び第17条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のつくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された救急業務手当又は新型コロナウイルス感染症防疫業務手当は、それぞれ改正後の条例の規定による救急業務手当又は新型コロナウイルス感染症防疫業務手当の内払とみなす。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送業務や、放射性物質やサリン等の化学剤などの対応のある特殊な災害業務に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(8)（略）</p> <p><u>(9) 災害業務手当</u></p> <p>(10)―(15)（略）</p> <p>第3条―第10条（略） <u>（災害業務手当）</u></p> <p><u>第11条 災害業務手当は、消防職員が水害、火災その他の災害の現場に出場し、災害による被害を軽減する業務等（救急業務（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務をいう。以下同じ。）を除く。）に従事した場合に、当該職員に対して支給する。</u></p> <p><u>2 災害業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 防護服（化学剤又は生物剤から人体を防護できるものに限る。）を着装し、サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。）若しくはサリン以上の若しくはサリンに準ずる強い毒性を有する物質又はそれらの疑いのある物質の処理作業、救助活動その他の業務に従事したとき又は防護服（放射性物質から人体を防護できるものに限る。）を着装し、放射性物質又はその疑いのある物質の処理作業、救助活動その他の業務に従事したとき 1回につき2,600円</u></p>	<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(8)（略）</p> <p><u>(9) 災害現場出場手当</u></p> <p>(10)―(15)（略）</p> <p>第3条―第10条（略） <u>（災害現場出場手当）</u></p> <p><u>第11条 災害現場出場手当は、消防職員が水害、火災、その他の災害現場に出場した場合に、当該職員に対して支給する。</u></p> <p><u>2 災害現場出場手当の額は、1回200円とする。</u></p>

(2) 前号に掲げる業務以外の業務に従事したとき 1回につき200円

第12条—第14条 (略)

(救急業務手当)

第15条 救急業務手当は、消防職員が救急業務又はこれに伴う消毒業務
に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 救急業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症若しくは同条第9項に規定する新感染症の患者又はそれらの疑いのある者を搬送するため、感染防護措置を講じて業務に従事したとき（第17条第1項に規定する業務に従事したときを除く。） 1回につき500円

(2) 前号に掲げる業務に従事した消防職員又は同号に掲げる業務に使用した車両、器具等に対する消毒業務に従事したとき（同号に掲げる業務に従事した消防職員が消毒業務に従事したときを除く。） 1回につき300円

(3) 第1号に掲げる業務以外の救急業務に従事したとき 1回につき150円

第16条 (略)

(新型コロナウイルス感染症防疫業務手当)

第17条 新型コロナウイルス感染症防疫業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するため

に緊急に行われた措置に係る業

第12条—第14条 (略)

(救急業務手当)

第15条 救急業務手当は、消防職員が救急業務（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務をいう。）に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 救急業務手当の額は、1回につき150円とする。

第16条 (略)

(新型コロナウイルス感染症防疫業務手当)

第17条 新型コロナウイルス感染症防疫業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の患者が利用する施設のうち市長が定めるもの又はこれに準ずる施設として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために緊急に行われた措置に係る業

務であつて規則で定めるものに従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 (略)

第18条 (以下略)

務_____に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 (略)

第18条 (以下略)